



豐中市文化芸術推進基本計画



ごあいさつ

本市では、人と文化をはぐくむ創造性あふれるまちをめざして、「豊中市文化芸術振興基本方針」および「豊中市文化芸術推進プラン」を策定し、音楽あふれるまちをはじめ、さまざまな取組みを推進し、平成 28 年（2016 年）3 月には大阪府内で初となる文化庁長官表彰「文化芸術創造都市部門」の表彰を受けました。

国においては「文化芸術基本法」が制定され、文化芸術の本質的価値のみならず、観光やまちづくり、福祉、教育などの関連分野との有機的な連携を図ることにより、社会的・経済的価値を生み出すことが示された他、地域の特性に応じた計画の策定が義務づけられました。本市では、基本方針および推進プランの計画期間が令和 2 年度（2020 年度）をもって終了となることから、法の趣旨を踏まえた新たな基本計画を定めることとしました。

この計画の策定にあたっては、これまでの本市の取組みを踏まえながら、文化芸術の普遍的な価値を大切にしつつ、文化芸術のもつ創造性を領域横断的に活用して地域の活性化に取り組むことを明確にしています。また、「持続可能な開発目標」（SDGs）の実現に向け、文化芸術が果たす役割を意識し、市の文化芸術活動の拠点である市立文化芸術センターの一層の活用など豊中ならではの文化芸術施策の進展を図ることをめざすものとしています。

令和 2 年（2020 年）、新型コロナウイルス感染症が全世界で猛威を振るい、文化芸術分野においても、多くのアーティストが活動の場を失いました。本市では、一時的に助成金制度を創設し、市民が文化芸術に触れる機会と、市民団体やアーティストの活動の場の確保を図りました。困難な場面に直面した時、文化芸術は私たちに生きぬく力を与えてくれます。今後も文化芸術の灯を絶やすことのないよう、取り組んでまいります。

結びに、この基本計画の策定にあたり、さまざまな観点からご意見をいただきました豊中市文化芸術振興審議会委員の皆さま、調査等にご協力いただきました市民、事業者、関係団体の皆さまに、心からお礼申し上げます。

令和 3 年（2021 年）3 月

豊中市長 長内 繁樹

目 次

I 豊中市文化芸術推進基本計画の策定にあたって

1. 豊中市文化芸術推進基本計画の趣旨 3
2. 豊中市文化芸術推進基本計画の位置づけ 4
3. 豊中市文化芸術推進基本計画の計画期間 5

II 文化行政をとりまく動向

1. 国及び大阪府の動向 9
2. 豊中市の取組みと成果 10
3. 災害時等における豊中市の文化芸術のあり方について 13

III めざすべき姿と基本理念

1. めざすべき姿 17
2. 基本理念（文化芸術振興条例：第2条） 18
3. プログラム推進のために新たに取り入れる視点 21

IV 具体的な推進プログラム

1. 文化芸術の力を活かしたまちづくりの推進.....	27
2. 人材の育成と文化芸術活動の支援	31
3. 音楽あふれるまちづくりの推進.....	35
4. 地域資源の活用と発信.....	37
5. 文化芸術環境の充実	39

V 重点プロジェクト

1. 南部地域活性化の取組み.....	43
2. 次代を担う子どもの創造力を育む取組み	44

VI 基本計画の推進にあたって

1. 推進体制	49
2. 各主体の役割	50
3. 評価と進行管理	50



I 豊中市文化芸術推進基本計画の策定にあたって

I 豊中市文化芸術推進基本計画の策定にあたって

1. 豊中市文化芸術推進基本計画の趣旨

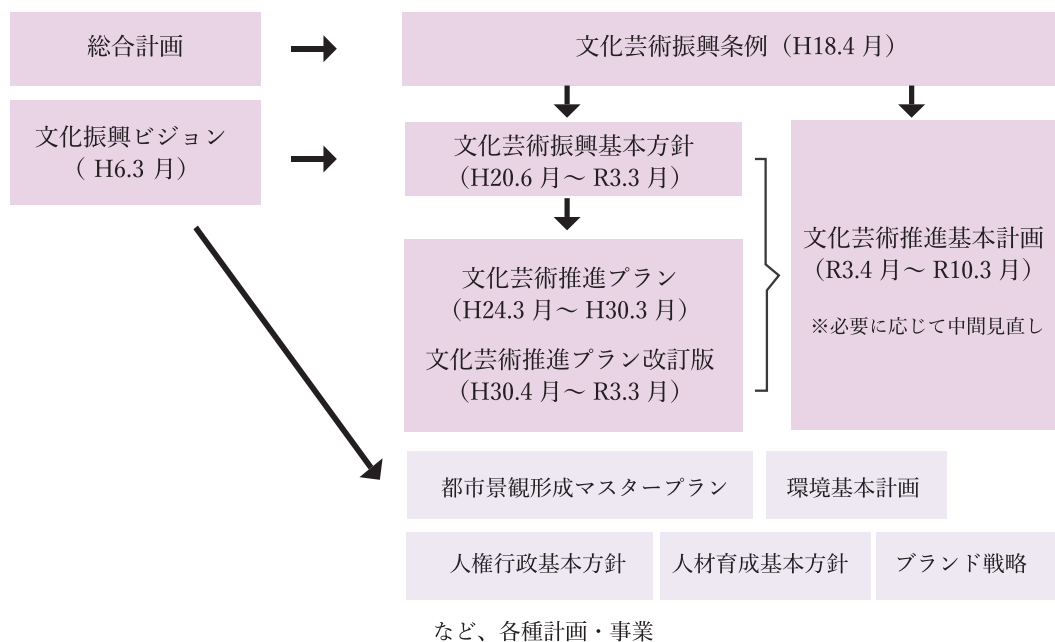
本市では、平成6年に、文化振興を具体的な施策として総合的に展開していくために「市民文化の活性化」「都市文化の創造」「行政の文化化」という3つを施策展開の柱とする「豊中市文化振興ビジョン」を策定し、さまざまな取組みを進めてきました。また、平成18年（2006年）4月には「豊中市文化芸術振興条例」を制定。同条例第5条第1項に基づき、平成20年6月に「豊中市文化芸術振興基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。また、「第3次豊中市総合計画」が掲げる「市民文化の創造を支える仕組みづくり」及び基本方針の重点施策をより具体的・確実に推進するため、平成24年3月に「豊中市文化芸術推進プラン」（以下「推進プラン」という。）を策定し、本市の文化芸術の振興に取り組んできました。

その後、文化芸術センターが平成29年1月から供用を開始したこと、また、平成30年度から「第4次豊中市総合計画前期基本計画」（以下「第4次総計前期計画」という。）がスタートしたことにより、第4次総計前期計画が標榜する「市民文化の創造」での位置づけのもと、「豊中市文化芸術推進プラン改訂版」（以下「推進プラン改訂版」という。）を平成30年3月に策定しました。

また、国は、文化芸術により生み出される本質的価値や社会的・経済的価値等を文化芸術の伝承、発展及び創造に活用するため、平成29年6月に「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改正しました。本市においても同法に定める地方文化芸術推進基本計画の策定が期待されるとともに、令和2年度をもって基本方針とこれを具体化する推進プラン改訂版の計画期間が終了することから、一層の文化芸術施策の推進をはかるため、「豊中市文化芸術推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定します。

なお、平成6年（1994年）に策定した豊中市文化振興ビジョンは、本基本計画の策定をもって計画期間を終了することとします。

2. 豊中市文化芸術推進基本計画の位置づけ



3. 豊中市文化芸術推進基本計画の計画期間

第4次総合計画基本構想が終了となる令和9年度（2027年度）までの7年間とします。また、社会情勢に鑑みて、必要に応じて見直すものとします。



I 豊中市文化芸術推進
基本計画の策定にあたって

II 文化行政をとりまく動向

III めざすべき姿と基本理念

IV 具体的な推進プログラム

V 重点プロジェクト

VI 基本計画の推進にあたって



II 文化行政をとりまく動向

II 文化行政をとりまく動向

1. 国及び大阪府の動向

国では、平成 13 年に、文化芸術全般にわたる基本的な法律として「文化芸術振興基本法」が成立し、同法に基づき 4 次にあつて策定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」のもと、文化芸術立国の実現に向けた文化芸術の振興に関する取組みが進められてきました。

この間、少子高齢化・グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が、より一層求められるようになってきました。こうした社会の状況への対応とともに、文化芸術により生み出される本質的価値や社会的・経済的価値等を文化芸術の伝承、発展及び創造に活用するため、「文化芸術振興基本法」は平成 29 年に「文化芸術基本法」として改正されました。そして、同法に基づき、平成 30 年には「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」が策定され、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。

また、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成 24 年)」、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成 30 年)」、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本計画(平成 31 年)」、「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 31 年)」といった、文化芸術にかかる法整備等が行われました。

大阪府では、平成 17 年に、文化の振興に関する施策の基本となる事項等を定めた「大阪府文化振興条例」を制定し、同条例に基づき 4 次にあつて策定された「大阪府文化振興計画」のもと、民間の力を最大限に活かし、府民やアーティスト等の自主性、創造性が発揮されるよう、「文化自由都市、大阪」をめざし、人材育成を含む文化創造の基盤づくりをはじめ、教育、福祉、まちづくり等のあらゆる施策分野への文化の活用等さまざまな取組みが進められています。

2. 豊中市の取組みと成果

本市では、平成6年に、文化振興を具体的な施策として総合的に展開していくために「豊中市文化振興ビジョン」を策定し、「市民文化の活性化」「都市文化の創造」「行政の文化化」という3つを施策展開の柱として、さまざまな取組みを進めてきました。

また、平成18年に、心豊かな活力ある社会の実現をめざして「豊中市文化芸術振興条例」を施行し、同条例に基づき、平成20年に、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため「豊中市文化芸術振興基本方針」を策定しました。

さらに、平成24年に、基本方針に基づく取組みを具体化するため、平成29年の供用開始をめざして整備していた文化芸術センターによる施策展開を含む「豊中市文化芸術推進プラン」を策定し、同センター供用開始後の平成30年に、同プランの中間見直しを行い、同年にスタートした第4次総計の掲げる「市民文化の創造」及び先の基本方針に基づく施策の推進に向け、必要な具体的取組みを明らかにするため推進プラン改訂版を策定しました。

この間、市の政策展開の中で、「豊中市文化振興ビジョン」における「都市文化の創造」「行政の文化化」についてはその施策の多くが、関係分野の計画や方針として、都市景観形成マスタープラン、環境基本計画及び人権行政基本方針等において整備が図られてきました。

これらの経緯を踏まえ、本基本計画においては「豊中市文化振興ビジョン」における「市民文化の活性化」を中心とする施策展開を図りつつ、関係分野の取組みとの整合性を考慮に入れて引き継ぐべき施策については今までどおり反映させていきます。また、基本方針及び推進プランにおいては、文化芸術センターの整備が重要な案件の1つでしたが、指定管理者制度を導入し、順調に運営が始まっている現状を鑑み、今後はよりいっそう市民が文化芸術に触れる機会を充実させるとともに、文化芸術による都市魅力の創造や次代を担う子どもへの取組み等といった新たな視点も取り入れ、さまざまな施策を推進していきます。

◆1 「音楽あふれるまちづくりの推進」等の活動による大阪府内初の文化庁長官表彰の受彰

本市は、推進プランに基づき、「豊中まちなかクラシック」や、「世界のしょうない音楽ワークショップ／音楽祭」など、音楽あふれるまちづくりの推進に取り組んできました。これらの事業では、大学や交響楽団との協定に基づく連携協力や、市民活動団体との協働による高い創造性が発揮されています。こうした活動が評価され、本市は平成27年度に大阪府内初の文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）を受彰しました。

◆2 文化芸術センターの供用開始

「つくる」「まじわる」「ひろげる」の3つの使命を掲げ、平成29年1月に文化芸術センターがオープン。指定管理者制度の特色を活かした多彩で質の高い鑑賞事業をはじめ、人材育成事業や社会包摂（※2-1）事業にも取り組んでいます。また、開館当初から市民の利用も多く、本市の文化芸術活動の拠点となっています。

◆3 豊中市文化芸術振興基金の活用

本市の文化芸術振興に継続的に取り組み、安定的な推進を図るため、平成30年1月に文化芸術振興基金を設置し、次の事業に活用しています。

中学生舞台芸術体験事業
「ホールでオーケストラ♪」

良質な舞台芸術に触れることで豊かな感性や創造性を育むことを目的に、私立を含む市内全中学校（現在 20 校）の中学生のためにホールでフルオーケストラによる鑑賞体験を実現する事業。
【実施時期：平成 30 年度～】

文化芸術活動報奨金制度

市民の自主的な文化芸術活動を顕彰することで、更なる振興を図ろうと、全国大会等に参加するなど顕著な成果を取めた個人や団体に報奨金を支給する制度。
【実施時期：平成 30 年 10 月～】

文化芸術振興助成金制度

子どもが文化芸術に親しむ機会の充実や文化芸術の力を活かして地域課題の解決を図る事業に対して助成することで、市内での文化芸術活動を活性化し、触れる機会の充実につなげます。
【実施時期：令和元年度～】

文化芸術活動
支援助成金制度

新型コロナウイルス感染拡大防止の影響を受け、活動の場が制限されているアーティストを支援するとともに、作品に触れてもらうことで市民に元気や活力を与える事業を助成。
【実施時期：令和 2 年 8 月】

子どもアートフェスティバル
「ART ROOMS TOYONAKA」

市民団体等とも協力し、子どもをはじめ、多くの市民に美術や音楽など多彩な文化芸術に触れてもらう機会を提供し、文化芸術への関心を高める取組み。令和 2 年度から 3 年に 1 回程度開催し、その間には関連事業を予定。
【実施時期：令和 3 年 3 月】

3. 災害時等における豊中市の文化芸術のあり方について

平成30年（2018年）6月、大阪府北部を震源とする大阪府北部地震により本市では、震度5強を観測し、負傷者39人、2,700件を超える建物被害がありました。さらに、同年9月には台風21号により、市内の最大瞬間風速は38.1m/sと、統計開始以来最大となる記録的な数値を観測し、停電が数日間続いた地域もありました。

令和2年（2020年）には、新型コロナウイルス感染症が全世界に拡大し、日本では同年4月、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。文化やスポーツなど、あらゆるイベントが中止に追い込まれ、多くのアーティストやイベントに関わる技術スタッフ等が活動の場を失いました。緊急事態宣言の解除後は、マスクの着用や、密集・密接・密閉のいわゆる「3密」の回避といった新しい生活様式が求められるようになり、文化芸術分野においても、入場者数の制限や舞台と客席の距離を空けるなどの対応が必要となりました。一方、オンライン（※2-2）等を活用した作品表現が積極的に行われるなど、新たな事業展開も広がっており、外出抑制や接触機会の低減に際して、人と人、人と社会の結びつきを保つツールとしてデジタル技術（※2-3）の有用性が広く再認識されました。

文化芸術には、困難に直面した人びとに安らぎや勇気、明日への希望を与え、人が生きていく力、レジリエンス（※2-4）を支援する力があります。本市は、災害時や復興時に文化芸術の灯を絶やさないよう、日ごろから、文化芸術活動を担う市民、事業者、アーティストの皆さんと連携を図りながら、相談の受付や活動支援などに取り組みます。また、これらの取組みを進めるにあたっては、オンラインサービスを拡充するなど、積極的にデジタル技術を活用し、環境の整備に努めます。

文化芸術を創造・発表し、多くの人々が文化芸術に触れることができる機会を可能な限り確保するとともに、まちや市民の心に寄り添い、共に高め合いながら、文化芸術の本質的価値および社会的・経済的価値を活かした取組みを進めます。

-
- ※2-1 社会包摂…違いのある人たちを、違いを尊重したまま受け入れる社会をめざす考え方
 - ※2-2 オンライン…パソコンやスマートフォンなどの端末がインターネットなどの通信回線に接続されていること
 - ※2-3 デジタル技術…音声や映像などすべての情報を数字の情報であるデジタル情報に変えることで、世界中で瞬時に情報をやり取りし、膨大な情報を蓄積すること
 - ※2-4 レジリエンス…逆境や困難が訪れても、自立的に立ち直ることのできる強さ、精神的回復力



III

めざすべき姿と基本理念

Ⅲ めざすべき姿と基本理念

1. めざすべき姿

「人と文化をはぐくむ創造性あふれるまち豊中」

(文化芸術振興条例：前文)

本市では、古くから教育文化都市として、市民によるさまざまな文化芸術活動が盛んに行われてきました。文化芸術活動を通じた多様な交流は、人々の創造性を育み、心豊かな活力ある社会を実現することにつながります。

これらのことから、本市では平成 18 年に「豊中市文化芸術振興条例」を施行し、文化芸術に係る施策を通じてめざすべき姿を「人と文化をはぐくむ創造性あふれるまち豊中」と定め、その実現に向け、さまざまな取組みを進めてきました。

この間、少子高齢化・グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が、一層求められています。こうした社会状況に対応するため、国は、平成 29 年に「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」として改正し、文化芸術によって生み出される価値を活用することをめざしています。

本基本計画においても、文化芸術が生み出す価値をさまざまな分野で活用し、地域活性化の推進力としていく必要があります。

一方で、文化芸術は、人々の心の糧として市民一人ひとりが人間らしく心豊かに暮らすうえでなくてはならないものであり、文化芸術を通して心豊かな活力ある社会を実現するという根源的な考え方は、どんな取組みを進めるうえでも基盤となります。そこで、本基本計画においてもこれまでの考え方を踏襲し、めざすべき姿を「人と文化をはぐくむ創造性あふれるまち豊中」とします。

2. 基本理念（文化芸術振興条例：第2条）

本市では、「豊中市文化芸術振興条例」におけるめざすべき姿を実現するために、次の5つの項目を基本理念として、さまざまな施策を推進してきました。

これらの理念はいずれも、めざすべき姿と同様に根源的な考え方で、今日においても変わることなく大切であり、施策を推進するうえで念頭に置く必要があります。

そのため、本基本計画においても、具体的な推進プログラムを展開するにあたっては、これらの基本理念を引継ぎます。

◆1 自主性及び創造性の十分な尊重

人は、自由に文化芸術と関わり、自由に表現できる権利をもっています。

文化芸術は、その主体である人間の自由な発想による精神活動及びその表れであることから、文化芸術に関する施策を進めるにあたっては、市民一人ひとりの自主性、創造性が尊重されなければなりません。

◆2 文化芸術を鑑賞、参加、創造するための環境の整備

人が自由に文化芸術を創造し、これを享受することは、幸福追求に対する権利として最大限尊重されなければなりません。

地域に住むあらゆる人びとが、文化芸術の鑑賞、参加、創造の営みを通して、心の拠りどころや人や社会とのつながりを確保し、自己実現を行うことが出来るような場や機会を提供する環境の整備が必要です。

◆3 さまざまな協働による新しい豊中の文化芸術の創造

市と、市民、芸術家等の専門家、事業者、大学その他の教育機関等とのさまざまな協働は、新しい文化芸術の創造につながる可能性を持っています。そのことから、本市における市民主体の文化芸術活動をさらに活性化させていくために、市民の活動意欲や多彩な人材を活かしながら、新たな出会いや協働を生み出す場と機会を創出することが必要です。

◆4 過去からの文化芸術の継承と発展

本市には、現在でも古墳、まち並み、伝統的な祭りなど随所に古い歴史をうかがわせる資源が存在し、かつて本市を舞台として活躍した人びとのいぶきを感じることができます。

各地域の歴史をたどることは、他の都市とは異なる豊中の個性を考えることにもつながります。このことは未来の本市の魅力をつくっていくためにも役立つもので、長年にわたって培われてきた文化芸術や歴史的資源を活かした取組みをすることが重要です。

◆5 一人ひとりの多様な文化芸術及び価値観の理解と尊重

文化芸術は、多くの人びとにとって自分らしさや人間らしさを取り戻し、地域や世代を越えて興味や関心を同じくする人と人をつなぐだけでなく、多様な価値観を持つ他者との相互理解を深め、互いに尊重しあう社会を構築していくうえで大きな役割をもっています。

これまでの文化芸術振興の取組みをさらに進め、文化芸術のもつ可能性やひろがりをもさまざまな分野の施策に活かしながら、相互理解と市民一人ひとりが尊重される心豊かな社会づくりをめざすことが必要です。

3. プログラム推進のために新たに取り入れる視点

(1) 基本的な考え方

本市では、早くから「文化」をまちづくりのキーワードと位置づけ、文化活動の振興はもとより、さまざまな分野の取組みにも文化の視点を積極的に取り入れてきました。

また、文化芸術基本法で示された、他の関連分野との連携や、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律で位置づけられた概念についても、教育や福祉との連携、助成金制度を活用した地域課題へのアプローチなどの取組みを進めてきました。

本基本計画においては、文化芸術の普遍的な価値を大切にしつつも、従来からの取組みに加えて、文化芸術の持つ創造性を領域横断的に活用して地域の活性化に取り組むという文化芸術創造都市としての役割を明確にします。また、令和12年を年限とする17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」(SDGs)の実現に向け文化芸術が果たすべき役割を意識しつつ、さらなる事業展開を図ります。

これらのことを踏まえたうえで、次に掲げる4つの戦略に基づいて、具体的な推進プログラムを策定します。

(2) 豊中ならではの視点

① 住宅都市・豊中の歴史や価値が息づく地域資源の積極的な活用

- ・地域の成り立ちや歴史、営みを、文化芸術を通して掘り起こし、広く発信する
- ・地域の人を巻き込みながら、地域コミュニティの再生につなげる
- ・シビック・プライド（※3-1）の醸成につなげる

② 多様な主体との連携により、さまざまな分野に文化芸術を活かす

- ・教育や福祉、まちづくりなど、多様な分野の課題解決に文化芸術を活かす
- ・他分野の多様な主体との連携により、文化芸術の裾野を拡げる
- ・文化芸術創造都市・豊中の積極的発信

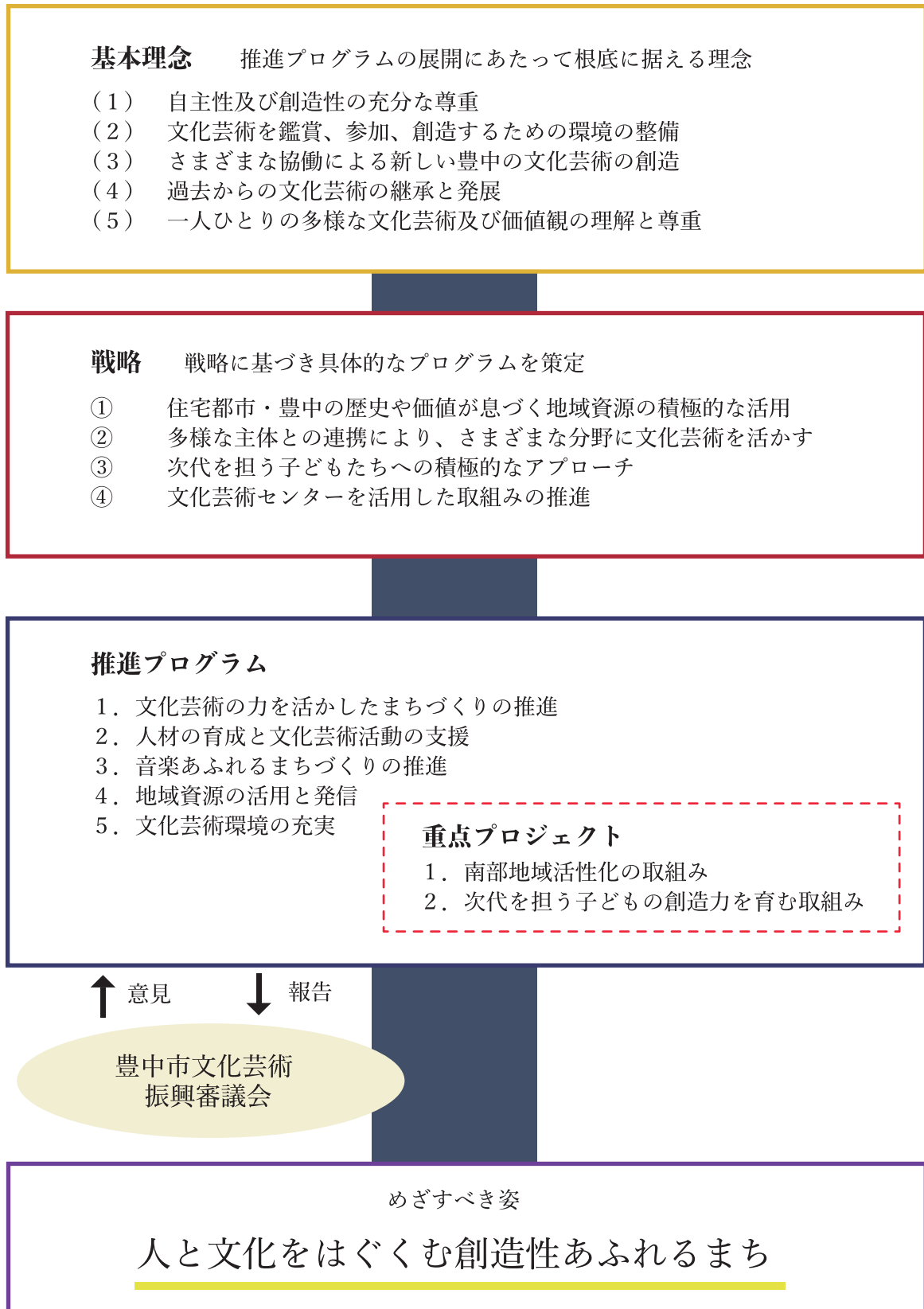
③ 次代を担う子どもたちへの積極的なアプローチ

- ・子どもたちの感性や創造性を育む取組みの積極的展開
- ・文化芸術に触れる機会の充実

④ 文化芸術センターを活用した取組みの推進

- ・パートナーシップオーケストラと連携した多彩な音楽鑑賞・体験機会の充実
- ・さまざまなジャンルの舞台芸術の鑑賞機会の提供
- ・アーティストを育成し、アウトリーチ（※3-2）などを行う人材育成事業の充実
- ・子どもたちをはじめとする市民が参加・発表する市民参加型の事業などを実施

【本計画の構成イメージ図】



※3-1 シビックプライド…市民が自分のまちに対して抱く自負心

※3-2 アウトリーチ…アーティスト等を地域の学校や施設などに派遣して文化芸術活動を行うこと



IV 具体的な推進プログラム

IV 具体的な推進プログラム

1. 文化芸術の力を活かしたまちづくりの推進

文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育成するという「本質的価値」のみならず、他者と共感し合う心や人間相互の理解を促進するという力をもっています。また、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策と有機的な連携を図ることにより、新たな「社会的・経済的価値」を生み出すことが必要となっています。

本市の第4次総計では「南部地域活性化」をリーディングプロジェクト（※4-1）に位置づけしており、本基本計画においても、南部地域をはじめとする市内の各地域の活性化に、文化芸術から生み出されるさまざまな価値を活かす取組みを進めていきます。

(1) 文化芸術創造都市として、他分野との連携・横断による地域活性化への取組みを推進

文化芸術のもつ力を活かし、他分野とも連携を図りながら、地域の活性化や社会包摂などの取組みを推進します。

活動の中で人々の交流や協働が生まれるという文化芸術の特徴に着眼し、コミュニティの活性化や参加者の自己の発見・社会参加のきっかけとなる事業の実施について検討します。

また、年齢や障害の有無、経済的な状況等にかかわらず、あらゆる市民が文化芸術の機会を享受できるよう、文化芸術に触れられる機会の充実を図ります。

■主な取組み項目

世界のしょうない音楽
ワークショップ/音楽祭

参加者の年齢や楽器演奏経験の有無を問わない音楽ワークショップ。楽団や大学、市民団体などと協働して作品を作り上げ、最後にオリジナル曲の演奏を披露します。

子どもアートフェスティバル
「ART ROOMS TOYONAKA」

市民団体等とも協力し、子どもをはじめ、多くの市民に美術や音楽など多彩な文化芸術に触れてもらう機会を提供し、文化芸術への関心を高める取組み。令和2年度から3年に1回程度開催し、その間には関連事業を予定。

障害者や高齢者等に対する
文化芸術に関する取組み

アーティストや大学、事業者等と連携し、障害者をはじめ、乳幼児やその保護者、高齢者などを対象にワークショップなど文化芸術に触れる機会を提供します。

(2) 文化芸術による都市魅力の創造

文化芸術を通じて市の都市魅力を創出し、シティプロモーション（※4-2）やブランディング（※4-3）に活かすとともに、市の歴史や地域資源を振り返りながら、わがまちに対する愛着とシビックプライドの醸成を図ります。また、多彩な芸術家や文化団体、市民と連携・協働しながら事業を積極的に展開し、本市の新たな都市魅力を創造していきます。

■主な取組み項目

豊中まつり

「人と文化がふれあうまつり」をテーマに、市民や事業者などとともに地域の文化を発信する市内最大規模のイベント。毎年約 15 万人以上が訪れ、1,000 人を超えるボランティアが参加します。

就航都市文化交流事業

大阪国際空港を通じ、全国各地と空路でつながる豊中市の特徴を活かし、さまざまな地域の文化を紹介する事業を行います。

とよなか音楽月間事業

毎年 10 月から 12 月ごろまでの約 2 か月間を「とよなか音楽月間」と定め、「まちなかクラシック」をはじめ、市内各所でさまざまな音楽イベントを実施します。

豊中まちなかクラシック

市内の寺院や教会等の歴史的建造物を会場に、プロの演奏家による多彩なアンサンブルをまちなかで楽しむコンサート。

兄弟都市・沖縄市交流

昭和 49 年（1974 年）11 月に兄弟都市となり、その後、豊中まつりをはじめ、沖縄市で行われる音楽イベントや産業まつりなど交流を続けています。

姉妹都市・サンマテオ市交流

昭和 38 年（1963 年）に姉妹都市提携を結び、以降、市が主催する英語弁論大会の上位入賞者を派遣するなど、交流を図っています。

2. 人材の育成と文化芸術活動の支援

文化芸術は、最も感受性が豊かな幼少期から多様な文化芸術に触れることが重要です。また、創造性や感性を育む本質的価値をもつ文化芸術を維持・発展させるためには、それを担う人材を育てることも重要となっています。これらの人材を育成する取組みを進めるとともに、市民の自主的な活動を支援・顕彰することで、文化芸術振興を図ります。

(1) 次代を見通した人材の育成

子どもや若者が、多彩な文化芸術に触れることができるような施策を展開します。また、鑑賞やワークショップ型をはじめ、実際に舞台上で活躍することで達成感や自己肯定感などを体験できる事業も実施していきます。さらに、文化芸術を支える人材を発掘・育成するとともに、それらの人材との協働の機会の創出に取り組めます。

■主な取組み項目

中学生舞台芸術体験事業
「ホールでオーケストラ♪」

良質な舞台芸術に触れることで豊かな感性や創造性を育むことを目的に、私立を含む市内全中学校（現在 20 校）の中学生のためにホールでフルオーケストラによる鑑賞体験を実現する事業。

アウトリーチ事業

プロのアーティストを小学校等に派遣し、子どもたちが文化芸術への関心を高められるよう、生演奏の披露や参加型ワークショップなどを行います。

保育施設へのアーティスト
派遣事業

非認知能力（※4-4）の形成に最も重要な時期とされている未就学児に対してのアプローチ。保育施設にアーティストを派遣し、ワークショップなどを行います。

こどもクラシック

文化芸術センター全館を使って実施する子ども向けの音楽イベント。コンサートをはじめ、楽器体験などの多彩なワークショップも実施します。

豊中音楽コンクール

次代を担う人材の発掘と育成をめざして大阪音楽大学と協力して実施。受賞者は記念コンサートにも出演します。

とよなか ARTS ワゴン

地域で活躍するアーティストやアートコーディネーター(※4-5)を育成する事業。育成後は、アウトリーチや市民ホールのコンサート等に出演します。

子どもアートフェスティバル
「ART ROOMS TOYONAKA」

市民団体等とも協力し、子どもをはじめ、多くの市民に美術や音楽など多彩な文化芸術に触れてもらう機会を提供し、文化芸術への関心を高める取組み。令和2年度から3年に1回程度開催し、その間には関連事業を予定。

高校生軽音楽フェスティバル

服部緑地野外音楽堂で、市内の高校軽音楽部が参加する一大イベント。成果の発表の場になるとともに、高校生たちのコミュニケーション形成の場となっています。

サウンドスクール

子どもたちが音楽のすばらしさに触れる機会を充実させるとともに、豊かな人間性を育むことを目的に、大阪音楽大学との連携により実施。同大学の学生等が演奏や指導を行います。

(2) 文化芸術活動の支援

助成金の交付や報奨金の支給、後援名義の使用承認などにより、市民や市民団体の文化芸術活動を支援します。これら事業によって市と市民、市民団体がつながり、互いの事業等において連携を図ることで効果的に市の文化芸術施策を推進します。

また、学校が市民ホールを利用する際の利用料金の減免制度により、市内の子どもや若者たちが本格的なホールでの練習や発表会等を体験できる機会を設けます。

■主な取組み項目

文化芸術振興助成金制度

子どもが文化芸術に親しむ機会の充実や文化芸術の力を活かして地域課題の解決を図る事業に対して助成することで、市内での文化芸術活動を活性化し、触れる機会の充実につなげます。

文化芸術活動報奨金

市民の自主的な文化芸術活動を顕彰することで、さらなる振興を図るため、全国大会等に参加するなど顕著な成果を収めた個人や団体に報奨金を支給する制度。

市内学校への支援、 中学生クラブ活動支援

市内の小・中・高等学校、大学が行う文化芸術活動について、市民ホールの利用料金を半額免除。また、文化芸術分野において優秀な成績を収めた中学校クラブに対し、練習や発表の場を提供するため、市民ホールの利用料金を全額免除します。

I 豊中市文化芸術推進
基本計画の策定にあたって

II 文化行政をとりまく動向

III めざすべき姿と基本理念

IV 具体的な推進プログラム

V 重点プロジェクト

VI 基本計画の推進にあたって

3. 音楽あふれるまちづくりの推進

「音楽あふれるまち」は、大阪音楽大学や交響楽団など、豊中の資源であるさまざまな主体と連携して、市民が身近に音楽に親しむことができるよう推進している取組みで、「豊中まちなかクラシック」や、「世界のしょうない音楽ワークショップ／音楽祭」などを実施しています。このような取組みが評価され、大阪府初の文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）を受賞しました。

今後も、魅力を加えながら「音楽あふれるまち」の取組みの多彩な展開を図ります。

(1) 音楽事業の一層の推進

大学、交響楽団等、多様な主体との連携・協働を通じて、音楽事業を推進していきます。また、音楽コンクールの受賞者や、市内の中学校、高等学校との連携事業等にも取り組みます。

■主な取組み項目

豊中音楽コンクール

次代を担う人材の発掘と育成をめざして大阪音楽大学と協力して実施。受賞者は記念コンサートにも出演します。

こども音楽フェスティバル

大阪音楽大学等との共催事業で、市内で活躍する中学・高校生の吹奏楽部が出演するなど、子どもたちが主役の演奏会。

豊中まちなかクラシック

市内の寺院や教会等の歴史的建造物を会場に、プロの演奏家による多彩なアンサンブルをまちなかで楽しむコンサート。

中学生舞台芸術体験事業 「ホールでオーケストラ♪」

良質な舞台芸術に触れることで豊かな感性や創造性を育むことを目的に、私立を含む市内全中学校（現在 20 校）の中学生のためにホールでフルオーケストラによる鑑賞体験を実現する事業。

文化芸術祭

文化芸術活動の発表や鑑賞機会の充実を図るとともに、参加者同士の交流を深めるため、文化芸術連盟との共催。

世界のしょうない音楽 ワークショップ/音楽祭

参加者の年齢や楽器演奏経験の有無を問わない音楽ワークショップ。楽団や大学、市民団体などと協働して作品を作り上げ、最後にオリジナル曲の演奏を披露します。

邦楽鑑賞会

広く市民に邦楽の素晴らしさに触れてもらうことを目的に開催するもので、地域の小学校とも連携し、子どもたちが箏演奏を披露することもあります。

高校生軽音楽フェスティバル

服部緑地野外音楽堂で、市内の高校軽音楽部が参加する一大イベント。成果の発表の場になるとともに、高校生たちのコミュニティ形成の場となっています。

サウンドスクール

子どもたちが音楽のすばらしさに触れる機会を充実させるとともに、豊かな人間性を育むことを目的に、大阪音楽大学との連携により実施。同大学の学生等が演奏や指導を行います。

こどもクラシック

文化芸術センター全館を使って実施する子ども向けの音楽イベント。コンサートをはじめ、楽器体験などの多彩なワークショップも実施します。

豊中市民第九演奏会

指定管理者と市との共催事業。プロの音楽家の指導のもと、練習を重ねた市民合唱団が、大阪音楽大学教員のソリストとともに日本センチュリー交響楽団と共演。

4. 地域資源の活用と発信

住宅都市・豊中としての価値を形成してきた近代以降の歴史的な建造物や人びとの営みといった地域資源などに着目した文化芸術事業の展開を図ります。また、市が所蔵している美術品や歴史的な地域資源を文化芸術施策に活用し、その魅力を発信するとともに、文化財保護法の改正に伴って、文化財の保護はもとより、一層の活用を図ります。

(1) 美術・文化財等の地域資源の活用・発信の充実

住宅都市・豊中としての価値を形成してきた近代以降の地域資源について着目した文化芸術事業に取り組み、本市の都市魅力の向上につなげます。また、本市が所蔵している美術品を活用し、豊中ゆかりの作家について知る機会を充実するとともに、さまざまな分野のアーティストと連携しながら、多くの市民に美術に触れ、親しめる展示会やワークショップなどを展開します。

■主な取組み項目

市美術展	市美術協会と実行委員会を組織して開催。美術作品を公募し、審査を経た優れた作品の展示を通じて、芸術作品の創造と鑑賞機会の創出を図ります。
大阪大学総合学術博物館企画展	大阪大学総合学術博物館との共催事業で、ロボットや科学、美術など、毎年ジャンルを変えながら、展示やシンポジウム、ワークショップなどを行っています。
伝統芸能館まつり	伝統芸能館を拠点に活動する団体が、郷土芸能や和太鼓、日本舞踊など多彩な演目を披露。伝統芸能に身近に触れることができる機会を創出します。
美術作品展	絵画や写真、工芸など、多様な分野において、作品の展示やアーティストによる講演、子どもを対象としたワークショップなどを行い、アートの魅力を伝えます。
市域の文化を形づくる歴史や文化財資料の公開・活用事業	文化財に関する調査研究の成果をもとに、文化芸術センター特別展示室における展示や、学校と連携しての郷土学習、出前講座をはじめとする講座・講演会、史跡散策などの事業を実施します。
(仮称) 郷土資料館構想の策定	貴重な地域の文化財資料を集中的かつ一元的に扱う施設を設置するため、同構想を策定しました。

5. 文化芸術環境の充実

多くの市民が、文化芸術に触れることのできる機会の充実を図ることが大切です。

文化芸術に関わるさまざまな人材や団体と連携協力し、音楽や演劇、美術、舞踊等、質の高い多彩な文化芸術に触れる機会を充実させ、市民の豊かな人間性、感性を育みます。

また、年齢や障害の有無、経済的な状況等にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、参加・創造することができるような環境の整備を図ります。

(1) 文化芸術に触れる機会の充実

指定管理者と連携しながら市民ホール等において、音楽をはじめ、美術や古典芸能など良質で多彩なさまざまな事業を展開します。また、今後はアーティスト及び市民アートコーディネーターを育成する人材育成事業にも力を注ぎ、アーティストが市民に文化芸術に触れる機会を充実させるよう取組みを進めます。企画にあたっては、さまざまな関心に合致するよう、鑑賞、ワークショップ、発表会などの形式や、現代アート、メディア芸術（※4-6）といった新しい分野についても検討します。

一方で、文化施設へ来ることが難しい市民に対しては、アーティストや文化団体によるアウトリーチ事業（訪問型事業）を行うことも推進していきます。

■主な取組み項目

文化芸術鑑賞事業

文化芸術センターをはじめとした市民ホール等で、音楽をはじめ、ミュージカル、古典芸能、美術、メディア芸術といった、さまざまなジャンルの文化芸術の鑑賞事業を実施します。

文化芸術振興助成金制度

子どもが文化芸術に親しむ機会の充実や文化芸術の力を活かして地域課題の解決を図る事業に対して助成することで、市内での文化芸術活動を活性化し、触れる機会の充実につなげます。

アウトリーチ事業

プロのアーティストを小学校等に派遣し、子どもたちが文化芸術への関心を高められるよう、生演奏の披露や参加型ワークショップなどを行います。

(2) 文化芸術活動のための環境整備

文化芸術センターをはじめとした市内の文化施設において、市民が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造できるよう、また、安全・快適に文化芸術活動を行えるよう、計画的な施設改修を行う等環境整備に取り組んでいきます。

■主な取組み項目

市民ホール等の施設改修

老朽化に伴う改修の他、ホール手すりの設置やキッズルームの一般開放など、ユニバーサルデザイン（※4-7）を意識した、誰もが利用しやすくなるよう環境の整備を行います。

市民ホール鑑賞事業の 障害者や子ども料金設定

市民ホールの公演において、障害者や子どもなどの料金を低く設定し、多くの人々が等しく文化芸術に触れることのできる環境を整えていきます。

-
- ※4-1 リーディングプロジェクト…事業全体を進めるうえで核となり、先導的な役割を果たす計画
 - ※4-2 シティプロモーション…地域の魅力を発信し、イメージを向上させるために行われる活動
 - ※4-3 ブランディング…地域が独自にもつ特性を明確にし、地域の認知度を向上させること
 - ※4-4 非認知能力…意欲や協調性、忍耐力、創造性といった個人の特性による能力
 - ※4-5 アートコーディネーター…アーティストやイベント主催者等とさまざまな調整を図り、運営やスケジュール管理などを行うもの
 - ※4-6 メディア芸術…映画や漫画、アニメーション、CG アート、ゲームや電子機器等を利用した新しい分野の芸術の総称
 - ※4-7 ユニバーサルデザイン…文化や言語、国籍や年齢、性別、能力の違いに関わらずできるだけ多くの人々が利用できる設計、またはそれを実現するための過程



V 重点プロジェクト

V 重点プロジェクト

推進プログラムのうち、重点的、横断的に取り組む施策について、「重点プロジェクト」として位置づけ、推進します。

1. 南部地域活性化の取組み

本市では、第4次総計においてリーディングプロジェクトとして「南部地域活性化プロジェクト」を掲げ、少子高齢化やそれに伴う多様な地域課題の解決に向けて取り組むこととしています。

これまで南部地域では、交響楽団、大学及び市民団体との連携事業で、「音楽あふれるまちづくり」の取組みを展開してきました。これに加えて美術や舞台芸術等の分野に視野を広げるなど、南部地域活性化に取り組んでいきます。

■主な取組み項目【再掲】

世界のしょうない音楽
ワークショップ/音楽祭

参加者の年齢や楽器演奏経験の有無を問わない音楽ワークショップ。楽団や大学、市民団体などと協働して作品を作り上げ、最後にオリジナル曲の演奏を披露します。

保育施設へのアーティスト
派遣事業

非認知能力の形成に最も重要な時期とされている未就学児に対するアプローチ。保育施設にアーティストを派遣し、ワークショップなどを行います。最初は試行的に南部地域の保育施設から実施します。

子どもアートフェスティバル
「ART ROOMS TOYONAKA」

市民団体等とも協力し、子どもをはじめ、多くの市民に美術や音楽など多彩な文化芸術に触れてもらう機会を提供し、文化芸術への関心を高める取組み。令和2年度から3年に1回程度開催し、その間には関連事業を予定。企画にあたっては、可能な限り南部地域を意識した取組みを展開します。

2. 次代を担う子どもの創造力を育む取組み

子どもが文化芸術に触れるとともに、自らが主体的に取り組むことは、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育むうえで大変重要です。本市では、これまでも、中学生舞台芸術体験事業「ホールでオーケストラ♪」や、「豊中市所蔵作品展」での展示作品等を題材にした美術に親しむワークショップの実施等、子どもを対象とした取組みを進めてきました。

これらの取組みを引き継ぎ、充実を図るとともに、子どもとその家族への文化芸術に触れる機会の提供を目的とした全市的な事業の実施など、次代を担う子どもへの取組みを進めていきます。

■主な取組み項目【再掲】

子どもアートフェスティバル
「ART ROOMS TOYONAKA」

市民団体等とも協力し、子どもをはじめ、多くの市民に美術や音楽など多彩な文化芸術に触れてもらう機会を提供し、文化芸術への関心を高める取組み。令和2年度から3年に1回程度開催し、その間には関連事業を予定。

中学生舞台芸術体験事業
「ホールでオーケストラ♪」

良質な舞台芸術に触れることで豊かな感性や創造性を育むことを目的に、私立を含む市内全中学校（現在20校）の中学生のためにホールでフルオーケストラによる鑑賞体験を実現する事業。

アウトリーチ事業

プロのアーティストを小学校等に派遣し、子どもたちが文化芸術への関心を高められるよう、生演奏の披露や参加型ワークショップなどを行います。

保育施設へのアーティスト
派遣事業

非認知能力の形成に最も重要な時期とされている未就学児に対してのアプローチ。保育施設にアーティストを派遣し、ワークショップなどを行います。

豊中音楽コンクール

次代を担う人材の発掘と育成をめざして大阪音楽大学と協力して実施。受賞者は記念コンサートにも出演します。

サウンドスクール

子どもたちが音楽のすばらしさに触れる機会を充実させるとともに、豊かな人間性を育むことを目的に、大阪音楽大学との連携により実施。同大学の学生等が演奏や指導を行います。

文化芸術振興助成金制度

子どもが文化芸術に親しむ機会の充実や文化芸術の力を活かして地域課題の解決を図る事業に対して助成を行います。

市内学校への支援、
中学生クラブ活動支援

市内の小・中・高等学校、大学が行う文化芸術活動について、市民ホールの利用料金を半額免除。また、文化芸術分野において優秀な成績を収めた中学校クラブに対し、練習や発表の場を提供するため、市民ホールの利用料金を全額免除します。

I
豊中市文化芸術推進
基本計画の策定にあたって

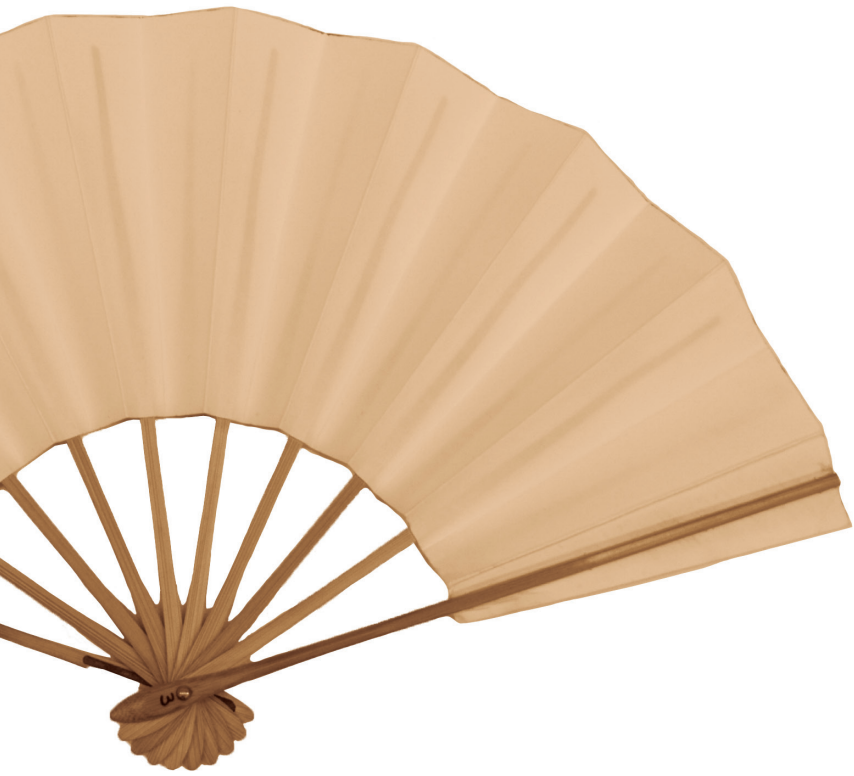
II
文化行政をとりまく動向

III
めざすべき姿と基本理念

IV
具体的な推進プログラム

V
重点プロジェクト

VI
基本計画の推進にあたって



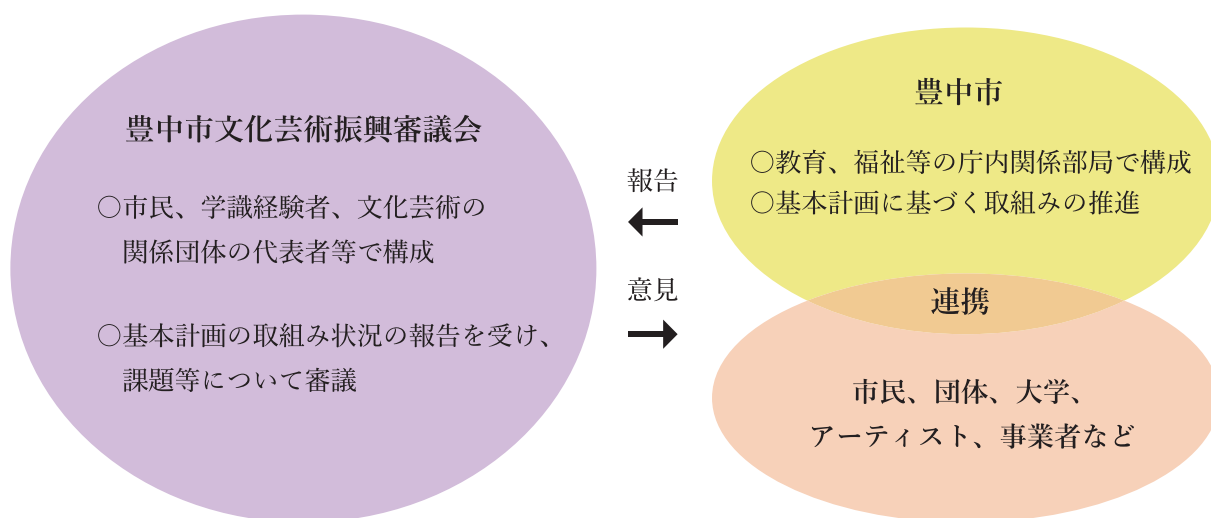
VI 基本計画の推進にあたって

VI 基本計画の推進にあたって

1. 推進体制

本基本計画に基づく取組みは、文化芸術課が中心となり、教育、福祉等庁内関係部局と情報共有・連携しながら、全庁的にその推進を図ることとします。

さらに、市民、学識経験者、文化芸術の関係団体の代表者等からなる豊中市文化芸術振興審議会において、本基本計画の取組み状況を報告し、課題等について審議を行いながら、進行管理を行います。



2. 各主体の役割

文化芸術に関わる市民、大学、交響楽団、指定管理者及び行政組織等の多様な主体が、めざすべき姿「人と文化をはぐくむ創造性あふれるまち」の実現に向けて、果たすべき役割を踏まえ、連携・協働により基本計画の推進を図ります。

(1) 市の役割

基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を多様な主体との連携により総合的に推進します。文化芸術を通じて、本市の活性化、魅力向上を図ります。

(2) 市民等の役割

市民、文化芸術活動を行う団体及び事業者は、自らが文化芸術を担う主体であることから、さまざまな文化芸術の鑑賞及び参加や文化芸術を創造する活動を通して、文化芸術の振興に寄与するとともに、相互に理解し、尊重し、交流を深めるよう努めるものとします。

(3) 指定管理者の役割

本市における文化芸術活動の拠点である文化芸術センターをはじめとした市民ホール等の管理・運営を適切に行うとともに、専門的なノウハウやネットワークを活かして、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応し、市民サービスの向上を図ります。

3. 評価と進行管理

本基本計画に基づく取組みの評価と進行管理を行うにあたっては、5つの推進プログラムに掲げる取組みの項目ごとに、事業の内容等に応じた指標を設定し、毎年度、進捗状況の把握と課題整理、評価を行います。その内容を豊中市文化芸術振興審議会に報告し、意見等を踏まえて取組みを進めます。



資料編目次

豊中市文化芸術推進基本計画策定に係る検討経過

(1) 検討経過	54
(2) 豊中市文化芸術振興審議会 諮問書	55
(3) 豊中市文化芸術振興審議会 答申書	56
(4) 第7・8期豊中市文化芸術振興審議会 委員名簿.....	62

豊中市文化芸術推進基本計画策定に係る検討経過

(1) 検討経過

豊中市文化芸術振興審議会

年度	開催日	案件
令和元年度	令和元年 10 月 31 日	(仮称) 豊中市文化芸術推進基本計画の策定について (諮問)
	令和元年 12 月 26 日	1. (仮称) 豊中市文化芸術推進基本計画策定にあたっての整理事項 2. (仮称) 豊中市文化芸術推進基本計画の策定について
	令和 2 年 2 月 19 日	(仮称) 豊中市文化芸術推進基本計画の策定について
令和 2 年度	令和 2 年 7 月 29 日	(仮称) 豊中市文化芸術推進基本計画の策定について
	令和 2 年 11 月 9 日	前回審議会の振り返りと (仮称) 文化芸術推進基本計画について (素案)
	令和 2 年 12 月 10 日	答申書の提出

(2) 豊中市文化芸術振興審議会 諮問書



豊活文第 756 号
令和元年（2019 年）10 月 31 日

豊中市文化芸術振興審議会
会長 様

豊中市長 長内 繁樹

（仮称）豊中市文化芸術推進基本計画の策定について（諮問）

豊中市文化芸術振興条例第 5 条の規定により、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

・（仮称）豊中市文化芸術推進基本計画の策定について

(3) 豊中市文化芸術振興審議会 答申書



令和2年(2020年)12月10日

豊中市長 長内 繁樹 様

豊中市文化芸術振興審議会
会長 橋爪 紳也

(仮称) 豊中市文化芸術推進基本計画の策定について (答申)

令和元年(2019年)10月31日付豊活文第756号にて、豊中市長から(仮称)豊中市文化芸術推進基本計画の策定について諮問を受け、審議を進めてきました。このたび、諮問事項について、別添のとおり結論を得ましたので、答申します。

答 申

(仮称) 豊中市文化芸術推進基本計画の策定について

令和2年(2020年)12月

豊中市文化芸術振興審議会

1. はじめに

令和元年（2019年）10月、当審議会は、豊中市長から、（仮称）豊中市文化芸術推進基本計画の策定について、諮問を受けた。

諮問を受け、令和元年度に3回、令和2年度（2020年度）に2回、また、電子メール等での意見交換も行い、これまでの市の取組みや、文化芸術をめぐる府や国の動き等を踏まえ、（仮称）豊中市文化芸術推進基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたって、方向性や留意すべきこと等について審議を行ったので、下記のとおり答申する。

2. 今回の見直しの趣旨について

基本計画は、平成20年（2008年）に策定した豊中市文化芸術振興基本方針（以下「基本方針」という。）並びに基本方針を具体的に進めていくために平成24年（2012年）に策定した豊中市文化芸術推進プラン（以下「推進プラン」という。）の計画期間が令和2年度までとなっていることから、これら基本方針と推進プランを統合した形で新たに策定するものである。

また、平成6年（1994年）に策定した豊中市文化振興ビジョン（以下「振興ビジョン」という。）については、記載された施策の多くが関係分野の計画や方針等において整備が図られていることから、基本計画については、振興ビジョンに掲げる市民文化の活性化を中心とする施策展開を図りつつ、引き継ぐべき施策については反映させることとし、基本計画の策定をもって、振興ビジョンの計画期間は終了することとする。

さらに、基本計画は、平成29年（2017年）に施行された文化芸術基本法において定められている地方文化芸術推進基本計画としても位置付けることとした。

以上のとおり、基本計画に関しては、基本方針及び推進プランの計画期間の満了と、振興ビジョンの整理に伴う本市の文化芸術推進の新たな計画として、また、法に基づく文化芸術推進基本計画としての位置づけとして策定するものである。

計画期間については、平成30年度（2018年度）からスタートした第4次豊中市総合計画（以下「第4次総計」という。）が終了となる令和9年度（2027年度）までの7年間とするのが望ましいと考えるが、社会情勢に鑑みて見直すことも必要である。

3. 基本方針及び推進プランに基づく取組みの成果と課題

基本計画の策定は、今までの取組みの成果を踏まえながら、将来に向け、残された課題の解決をめざす事業展開等を見据えて行われるべきである。これまでの取組みの成果と課題について、次のとおり示すので、参考にされたい。

まず、市は、市内に立地する大学や交響楽団、市民活動団体等と協働で、音楽あふれるまちを具現化する取組みを推進し、平成 27 年度（2015 年度）には、府内で初めて、文化庁長官表彰「文化芸術創造都市部門」の被表彰都市となった。これは、文化芸術の創造性を活用し、地域の特性を活かした活動の成果が評価されたものである。

次に、平成 29 年（2017 年）1 月には、文化芸術センターを開設し、指定管理者と連携して、その強みを活かし、音楽をはじめとするさまざまな事業を展開している。一方で、人材育成や社会包摂事業など、これからの展開がいつそう期待されるものもあり、今後は、基本計画に掲げる役割をさらに発展させ、文化芸術センターの機能強化を図ることが必要である。

また、基本計画の策定においては、文化芸術の普遍的な価値を大切にしつつも、領域横断的に活用して地域の活性化に取り組むという文化芸術創造都市としての役割を明確にするとともに、令和 12 年度を年限とする 17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標」(SDGs) の実現に向け、文化芸術が果たすべき役割を意識した事業展開が必要となる。

これらを踏まえ、豊中ならではの 4 つ戦略と、戦略に基づいた 5 つの具体的なプログラムを次のとおりとする。

戦略

- ①住宅都市・豊中の歴史や価値が息づく地域資源の積極的な活用
- ②多様な主体との連携により、さまざまな分野に文化芸術を活かす
- ③次代を担う子どもたちへの積極的なアプローチ
- ④文化芸術センターを活用した取組みの推進

推進プログラム

- (1) 文化芸術の力を活かしたまちづくりの推進
- (2) 人材の育成と文化芸術活動の推進
- (3) 音楽あふれるまちづくりの推進
- (4) 地域資源の活用と発信
- (5) 文化芸術環境の充実

4. (仮称) 豊中市文化芸術推進基本計画の策定にあたって留意すべきこと

推進プランの見直しにあたっては、次の事項に留意することが必要であるとする。

(1) 豊中市文化芸術推進基本計画の基本的な考え方について

上記2及び3で述べたことを反映した文面とされたい。また、今までの「基本方針」「推進プラン」「振興ビジョン」と、本基本計画との関連性を明らかにされたい。

(2) 災害時等における豊中市の文化芸術のあり方について

府や国の動きを注視しつつ、地震や豪雨などの災害時や、新型コロナウイルス感染拡大といった有事の際における豊中市の文化芸術に対する姿勢についても表明されたい。

(3) 新たな推進プログラムについて

現行の5つのプログラム構成を基本的に維持しつつ、取組みの進捗状況、今後の施策展開等を踏まえた構成とされることが適切であるとする。特に国の文化芸術推進基本計画に定める、文化芸術の本質的価値に加え、文化芸術が有する社会的・経済的価値など文化芸術により生み出される多様な価値を、文化芸術の更なる継承・発展・創造に活用・好循環するという視点を組み込まれたい。

(4) 重点プロジェクトについて

推進プログラムのうち、重点的、横断的に取り組む施策について、重点プロジェクトとして位置づけ、推進していただきたい。例えば、第4次総計でリーディングプロジェクトとして掲げられている南部地域活性化プロジェクトに資する事業や、次代を担う子どもたちにいっそう文化芸術に触れ、体験してもらえる施策などを展開いただきたい。

5. むすびに

市民の文化芸術の拠点である文化芸術センターを順調に運営され、さらには、文化芸術振興基金も創設し、子どもを対象としたものや地域課題の解決を図る事業などの展開も見られる。また、文化芸術基本法が施行され、文化芸術をめぐる状況がさまざまな動きを見せる中ではあるが、市としてすでに取り組んでいることも多い。これまでの成果と課題を踏まえて十分に検討し、対応することが適切であると考ええる。

また、近年の自然災害、特に、新型コロナウイルスの感染が全世界の様相を一変させた。その問題は医療だけにとどまらず、社会・経済にも多大な影響を及ぼしている。新しい生活様式が余儀なくされているが、このようなときこそ、文化芸術が果たす役割というもの大きい。市として歩みを止めることなく、市民に勇気や希望を与えていただきたい。

この答申を踏まえて基本方針及び推進プランを適切に見直し、後継計画の策定と、次の段階の取組みの充実につなげ、今後も引き続き、文化芸術のさらなる振興に向けた施策等が推進されることを大いに期待するものである。

(4) 第7・8期豊中市文化芸術振興審議会 委員名簿

(50音順・敬称略)

委員名	所属	任期
安藤 葉子	公募市民	平成30年9月1日～令和2年8月31日
上田 假奈代	NPO 法人こえとことばとこころの部屋 代表	平成30年9月1日～令和2年8月31日 令和2年9月1日～令和4年8月31日
大梶 晴彦	大阪音楽大学メディアセンター 楽器資料館学芸員	平成30年9月1日～令和2年8月31日 令和2年9月1日～令和4年8月31日
高木 峰山	豊中市文化芸術連盟会長 豊中三曲協会会長	平成30年9月1日～令和2年8月31日 令和2年9月1日～令和4年8月31日
鶴身 静佳	公募市民	令和2年9月1日～令和4年8月31日
永田 靖	大阪大学大学院文学研究科教授 総合学術博物館長	平成30年9月1日～令和2年8月31日 令和2年9月1日～令和4年8月31日
橋爪 紳也 (会長)	大阪府立大学研究推進機構特別教授・ 観光産業戦略研究所長 大阪市立大学都市研究プラザ客員教授	平成30年9月1日～令和2年8月31日 令和2年9月1日～令和4年8月31日
濱田 由美	公募市民	令和2年9月1日～令和4年8月31日
原 久子	大阪電気通信大学 デジタルゲーム学科教授	平成30年9月1日～令和2年8月31日 令和2年9月1日～令和4年8月31日
藤野 一夫 (職務代理者)	神戸大学大学院国際文化学研究科教授	平成30年9月1日～令和2年8月31日 令和2年9月1日～令和4年8月31日
山下 里加	京都芸術大学 アートプロデュース学科教授	平成30年9月1日～令和2年8月31日 令和2年9月1日～令和4年8月31日

令和3年(2021年)3月31日現在

豊中市文化芸術推進基本計画
令和3年（2021年）3月

豊中市 都市活力部 文化芸術課
〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1
TEL 06-6858-2494

